

強制出向裁判通信

「54歳原則出向」を悪用した組織破壊攻撃を許さないぞ！

2025年 3月 8日 No. 37
JR東海労新幹線関西地本
強制出向裁判プロジェクト

《強制出向裁判》控訴審 不当判決！

2月28日、大阪高等裁判所（黒野功久裁判長）は、下茂春美さん、西三喜夫さん、前田稔さんが、第一審の大阪地方裁判所の判決を不服として控訴（2024年9月30日控訴）していた「強制出向裁判」に対して、「棄却」の不当判決を出しました。

原告の訴えを退けた第一審の不当判決と同じく 大阪高裁による判決は、まさしく不当判決だ！

2022年1月20日、下茂春美さん、西三喜夫さん、前田稔さんは、JR東海による出向命令の無効を求めて大阪地方裁判所に提訴しました（前田稔さんは2022年10月28日提訴、2022年12月19日下茂さんと西さんの裁判と併合）。大阪地方裁判所では、10回の口頭弁論が行われ、原告の下茂さん、西さん、前田さんによる当事者尋問、被告側証人（中村康二関西支社人事課長）の尋問が行われました。原告3名は「私たちJR東海労組合員を運輸所職場から放逐するために、54歳原則出向制度を悪用して出向を命じてきた」「私たちは出向に同意していない。出向に行かないと意思表示している」「専任社員雇用契約書に署名・捺印したのは専任社員として雇用されるためだ。出向に同意して署名・捺印したのではない」などと主張しました。

2024年9月18日、大阪地方裁判所は、原告の訴えをことごとく退け、被告JR東海の違法性・不当性の主張を全面的に受け入れた、「棄却」の不当判決を出しました。

2月28日、大阪高等裁判所は、大阪地方裁判所が出した不当判決に対して、公平・公正な判断をすることなく、「棄却」の不当判決を出しました。

「強制出向」を許さないあらゆる闘いをしっかりと捉え さらなる組織強化・拡大の闘いに邁進していこう！

私たちは、「強制出向」によってJR東海労組合員を運輸所職場から放逐するという組織破壊攻撃に対して、裁判をはじめあらゆる闘いを展開してきました。

最初の出向先は、JR東海とまったく関係がなく、労働条件・職場環境も悪く（労基法違反）、職場や組合事務所からも遠い所でした。原告をはじめ私たちの労基法違反に対する指摘などによって、出向先はJR東海の関連会社（関西新幹線サービック）に変更となり、その後の「強制出向」の出向先も「サービック」になりました。現在、「サービック」に出向している原告や組合員は、「サービック」における労働条件・職場環境改善などに向けて、「サービック」において労働組合（JS労）を結成して取り組んでいます。

裁判については不当判決を出されましたが、これまでの裁判を含めた「強制出向」を許さないあらゆる闘いと、現在の出向先における闘いをしっかりと捉え、さらなる組織強化・拡大の闘いに邁進していきましょう。